

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子化や核家族化などの進行とともに家族や地域を取り巻く環境が変化する中、こどもが安心して健やかに育まれるよう、国においてもこれまで、児童虐待防止対策、待機児童対策、子どもの貧困対策などの子育て関連施策に取り組んできました。

しかしながら、この取組に一定程度の効果はみられましたが、児童虐待件数は年々増加し、また、コロナ禍の影響も加わり、こどもを取り巻く影響はますます深刻化しています。そのため、未来を担うこどもたちの置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「子ども基本法」が制定・施行されました。加えて、同年12月には、子ども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「子ども大綱」が閣議決定されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されました。

那須塩原市では、平成27(2015)年3月に「次世代育成支援対策行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の両計画を一体とした第1期となる「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定しました。令和2(2020)年3月に策定した「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」では「子どもの貧困対策計画」及び「子どもの権利に関する行動計画」を新たに包含し、地域と連携して展開を進め、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。

「第3期子ども・子育て未来プラン」は、子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進するとともに、こどもが持っている可能性を十分に發揮できる環境を目指し、こどもを中心においた施策展開を図るため、第2期計画に「子ども・若者計画」を加え、子ども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として策定します。

2 法的な位置付け

本計画は、子ども基本法第10条の2に定める「市町村こども計画」であるとともに、幼児期の教育・保育、福祉、地域子ども・子育て支援を地域のニーズに基づき、本市のこども施策に関する以下の6つの計画と一体的に策定する総合的な計画とします。

○子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」

○次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される「次世代育成支援行動計画」

○子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定される「子どもの貧困対策計画」

○子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」

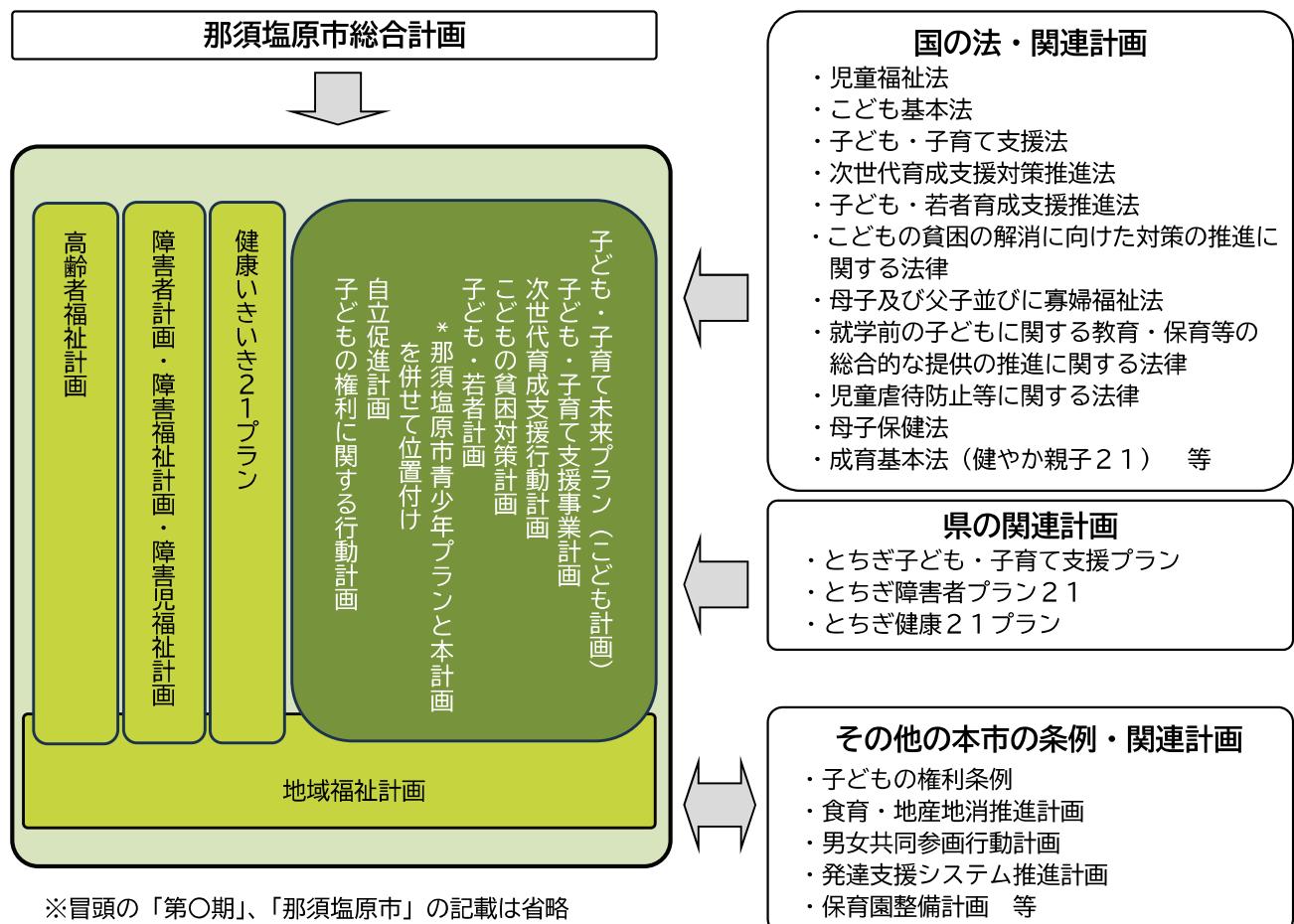
※那須塩原市青少年プランと本計画を併せて位置付け

○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」

○那須塩原市子どもの権利条例第26条に規定される「子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画」

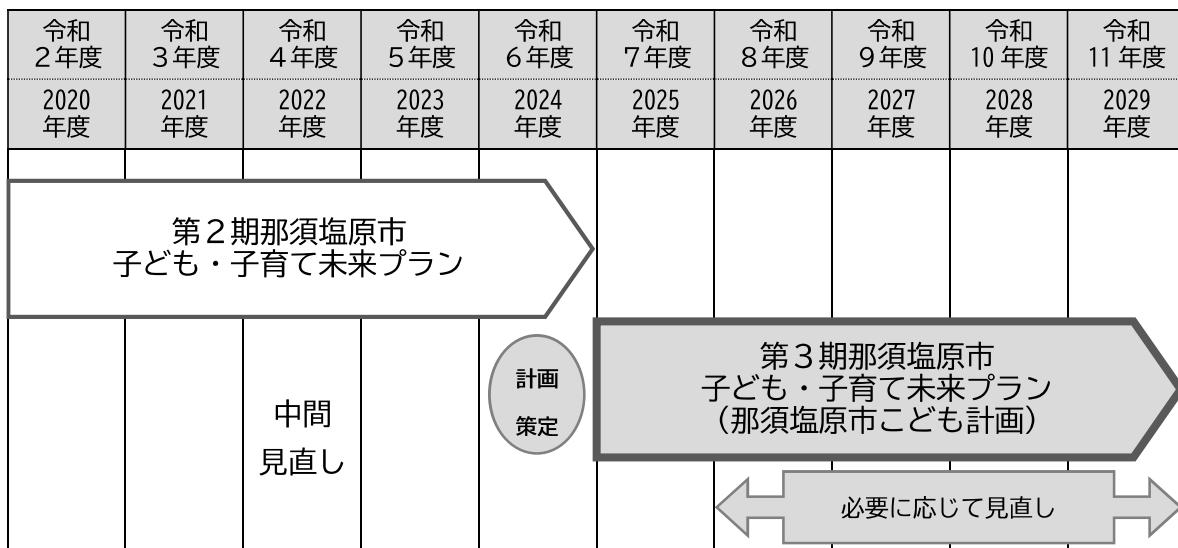
3 関連計画との位置付け

本計画は「那須塩原市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置付けます。



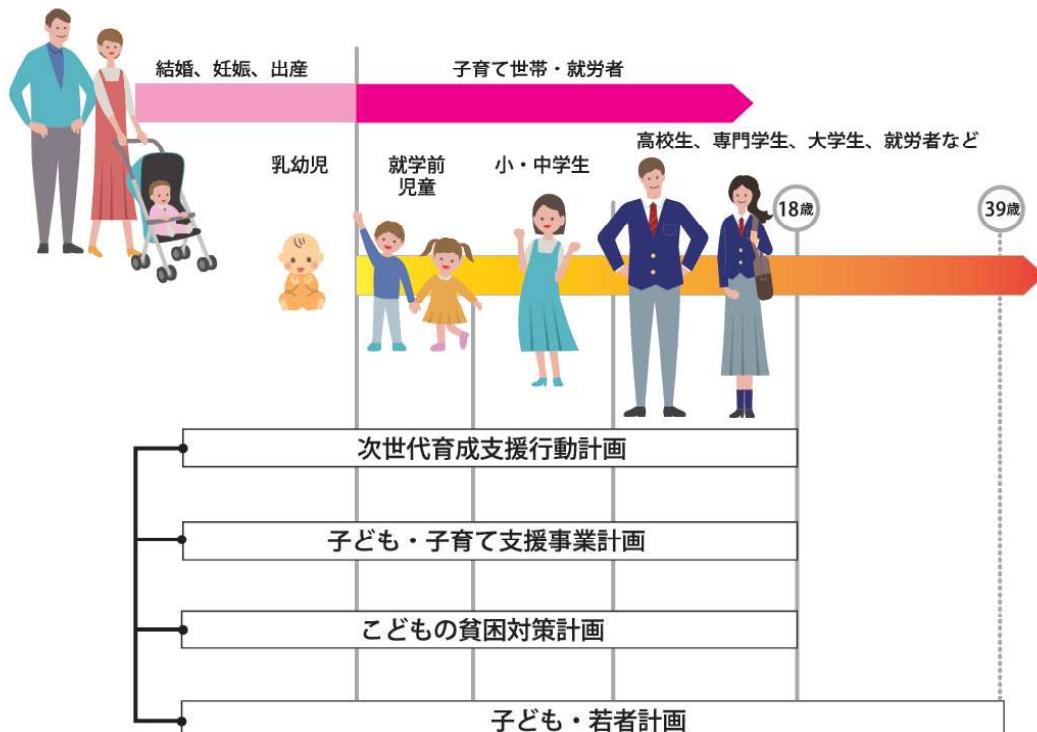
4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。



5 計画の主な対象

本計画の対象は、こども（0歳～おおむね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（おおむね30歳未満、必要に応じて40歳未満）を中心とする対象者とします。

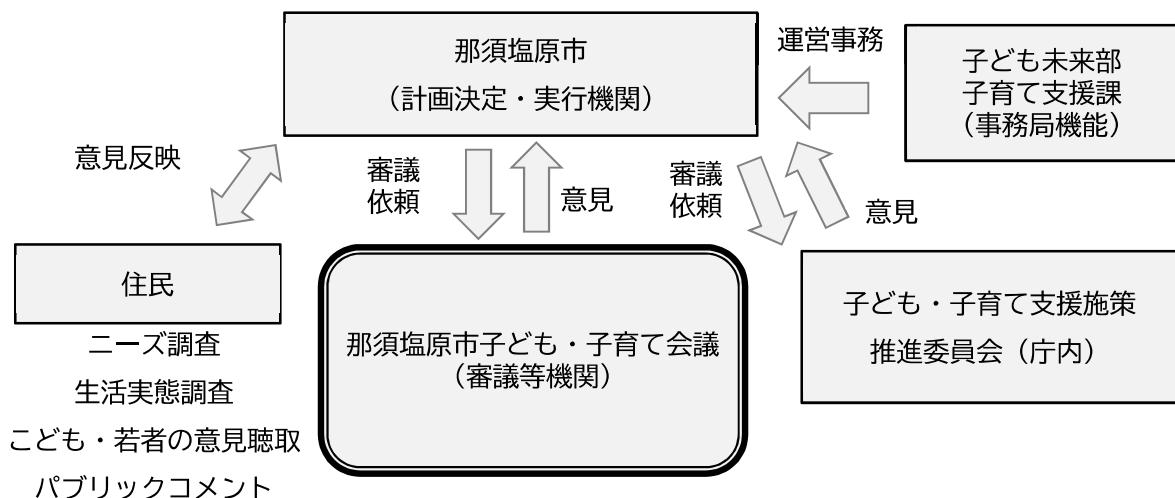


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援者に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「那須塩原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として就学前児童及び小学生のいる世帯を対象にニーズ調査を実施しました。

(3) 子育て世帯生活実態調査の実施

本市の子育て家庭における生活環境や経済状況などについて、今後の支援策を検討するため、小学5年生及び中学2年生の保護者と児童・生徒を対象に生活実態調査を実施しました。

(4) こども・若者の意見聴取

次の3つの方法で意見を聴取しました。

- ・中学生を対象とした意見交換会（ワークショップ）
- ・こども食堂、放課後児童クラブを対象とした対面ヒアリング
- ・こども・若者を対象としたホームページでの意見募集

(5) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

7 第2期計画の進捗状況

(1) 施策の評価方法

評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況などについて自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、おおむね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

(2) 第2期子ども・子育て未来プランの評価の総括

令和5(2023)年度における第2期計画の進捗状況について、全212事業（再掲含む）のうち、A評価が144事業（68%）、B評価が52事業（25%）、C評価が8事業（4%）、D評価が5事業（2%）となりました。

A・B評価の事業は、全体の93%を占め、全体としての進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本方針	基本施策	評価ランク
1 子育てを地域で支える意識づくり	(1) 教育・保育サービスの充実	B
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実	B
	(3) 子育て支援のネットワークづくり	B
	(4) 子どもの健全育成	B
	(5) 地域における人材育成	B
2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止と救済	B
	(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	B
	(3) 支援児施策の充実	B
	(4) 子どもの居場所づくり	B
3 母子保健事業の充実	(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実	B
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	A
	(3) 食育の推進	B
	(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	B
	(5) 小児医療等の充実	B
	(6) 不妊治療対策	A

第1章 計画の策定に当たって

4 仕事と家庭生活の両立の支援	(1) 仕事と子育ての両立支援の推進	B
	(1) 次代の親の育成	A
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	A
5 教育環境の整備	(3) 家庭や地域の教育力の向上	B
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A
	(5) いじめ・体罰防止と救済	A
6 子育てにやさしい生活環境の整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	B
	(2) 子どもの安全の確保	B
7 子どもの貧困対策の推進	(1) 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援	A
	(2) 生活の安定のための支援	B
	(3) 保護者の自立に向けた支援	C
	(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	B
8 子どもの権利の保障	(1) 子どもの権利侵害からの救済	A
	(2) 子どもの権利に関する啓発活動	C